

## 意見募集で提出された主な意見と意見に対する考え方

### 1 神奈川県国民保護計画素案に対する意見募集結果を踏まえて計画に反映、または記述において配慮した主な箇所

#### 第1編 総論

修正箇所	主な意見の概要	計画素案における記述	意見に対する考え方
第1章 県の責務、計画の構成等	戦争ではなく、平和外交により国民保護を実現すべきである。 (県民)	—	我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要ですが、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命です。 この趣旨をより明確にするために、その旨を追記します。(1ページ)
第4章 県の地理的、社会的特徴	本県には、政令市や中核市などのさまざまな市町村があることを記載すべきである。(関係機関)	—	県の区域における国民保護措置の重要な実施主体である市町村について、その状況を追記します。(13ページ)

#### 第2編 平素からの備えや予防

修正箇所	主な意見の概要	計画素案における記述	意見に対する考え方
第1章 組織・体制の整備等	外国籍県民への配慮について、もう少し具体的に明示したほうがよい。(関係機関)	県は、高齢者、障害者等、情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努めるものとする。	国民保護措置に関する基本方針(P.4)にあるとおり、県は、措置の実施に当たり、特に配慮を要する者の保護について留意します。 外国人については、情報の伝達において配慮が必要ですので、その趣旨が明確になるような表現に変更します。(27ページ)

第3編 武力攻撃事態等への対処

修正箇所	主な意見の概要	計画素案における記述	意見に対する考え方
<p>第2章 県対策本部の設置等</p>	<p>避難の指示が出された場合に住民にパニックが起こらないよう、十分な情報提供等が必要である。(関係機関)</p>	<p>県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために速やかに県対策本部に広報部門を設置し、県民に対して適時適切に武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、安否情報の提供方法等について広報する。</p>	<p>避難の指示等が出された場合、混乱状態の発生を防ぐために、県民に対して、正確な情報を適時かつ適切に提供することを追記します。(44ページ)</p>
	<p>放送機関及び報道機関に対し広報を要請する際においても、放送の自律の保障に配慮すべきである。(関係機関)</p>	<p>県は、放送機関及び報道機関に対し、放送及び報道を要請する。</p>	<p>放送義務のある警報、避難の指示などの放送とは別に、県が要請する広報の報道は、報道機関の自主的な判断に基づくものであることを追記します。(44ページ)</p>
<p>第3章 関係機関との連携・協力</p>	<p>武力攻撃事態等における自主防災組織に対する支援を盛り込むべきである。(関係機関)</p>	<p>—</p>	<p>県及び市町村は、自主防災組織が行う活動に対して必要な支援を行うことや、自主防災組織の活動に従事する者の安全の確保に十分に配慮することを追記します。(47ページ)</p>
<p>第4章 警報及び避難の指示等</p>	<p>海上避難が可能となるよう、計画に記載してほしい。(関係機関)</p>	<p>知事は、避難の指示をするに当たって、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。</p>	<p>本県には、指定公共機関及び指定地方公共機関に旅客船事業者がないことから、計画素案では、事実上陸上輸送だけが避難の手段となっていましたので、海上輸送も避難の手段として使用可能な表現に変更します。(54ページ)</p>

修正箇所	主な意見の概要	計画素案における記述	意見に対する考え方
第5章 救援	「男女共同参画の視点」、たとえば避難所生活などにおける、女性への配慮といった視点が必要ではないか。（関係機関）	—	救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する旨を追記します。（61ページ）
第9章 保健衛生の確保 その他の措置	市町村が実施する保健衛生措置においても、県と同様に、高齢者等への配慮が必要である。（関係機関）	市町村は、避難先地域において、必要な保健衛生の確保に努めるものとする。	市町村においても、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態に特段の配慮を行うことについてを追記します。（86ページ）

## 2 その他

### (1) 計画の実施に当たり配慮するもの

主な意見の概要	計画素案における記述	意見に対する考え方
人口の多い本県では、県民の避難は無理ではないか。（県民）	第3編第4章第2 避難の指示等（53～59 ページ）	計画素案では、避難の指示に際しての留意事項等を記述しており、今後、市町村等関係機関と調整しながら、円滑な避難の方法等を検討します。
救援の実施に関する事務の一部を市町村長に行わせる規定については、市町村によっては、県の指示を受け入れることが困難な場合もあるので、事前に市町村長と調整する等の文言を入れるべきである。（関係機関）	知事は、救援を迅速に行うため必要があると認め、知事の権限に属する救援の事務の一部を市町村長が行うこととする場合には、当該市町村長に対し、当該市町村長が行う事務の内容及び期間を通知するとともに、公示する。（60 ページ）	この部分は、法第76条に係る手続きを記載したものであり、救援は緊急性のある事務であることから、事前協議を要せず、通知をもって市町村に行なわせることができるというものです。そのため、調整の規定については、計画に記述できません。 ただし、市町村により実施体制など実情が異なることから、来年度、市町村計画を県に協議いただく際に、各市町村の実態を把握します。

主な意見の概要	計画素案における記述	意見に対する考え方
<p>関係機関との協定の締結について、知事には指定公共機関等に対する総合調整権があり、また、特に放送事業者である指定公共機関については、法に放送義務が規定されていることから、あえて協定を締結し、国民の保護のための措置の実行を担保する必要はない。（関係機関）</p>	<p>県は、関係機関から必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。（24 ページ）</p>	<p>該当箇所は、指定公共機関、指定地方公共機関に限らず、広く関係機関との協定の締結について記述したものです。</p> <p>現在、県では関係機関との協定について検討を行っており、今後、必要性を精査の上、協定の締結を要請します。なお、協定の締結は、双方の合意の下になされるものです。</p>
<p>県民に対する強制措置に対する不服申立て等の具体的規定がない。（県民）</p>	<p>県は、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設するなど、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する体制を整備する。（29 ページ）</p>	<p>計画素案では、国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する体制を整備するとしており、今後、具体的な手順等を整理します。</p>
<p>訓練については、関係機関が合同で行う必要がある。（関係機関） 関係機関の訓練の参加は、任意であるべき。（関係機関）</p>	<p>県は、市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。（30 ページ）</p>	<p>国民保護措置は関係機関との連携の下に実施されるものであることから、訓練についても、関係機関と共同して実施することが重要です。訓練実施に当たっては、県民及び関係機関に参加を呼びかけますが、参加は各者の任意で行われるものです。</p>
<p>国民保護法、国民保護計画の啓発を積極的に行う必要がある。（関係機関）</p>	<p>武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、県民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、県は、対象とする事態の特徴、武力攻撃から県民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性並びに措置における留意事項等について、啓発を行う。（39 ページ）</p>	<p>関係機関と連携して、国民保護措置の重要性、留意事項等について様々な機会をとらえて、啓発に努めます。</p>

(2) 反映できなかったもの

主な意見の概要	計画素案における記述	意見に対する考え方
ジュネーヴ条約に基づく無防備地域宣言を盛り込むこと。(県民)	—	ジュネーヴ諸条約の第一追加議定書に規定された「無防備地区」の宣言を行うか否かは、国が判断するものです。
戦争を前提とする国民保護計画は不要である。(県民)	—	平成16年9月に国民保護法が施行され、武力攻撃事態等が発生した場合には、国、都道府県、市町村、関係機関などが連携協力し、国民の保護のための措置を行うこととなりました。 県は、武力攻撃事態等における県の責務を果たすため、国民保護法に基づき県国民保護計画を作成します。

(3) 既に記述または実施しているもの

主な意見の概要	計画素案における記述	意見に対する考え方
本県には、多くの米軍基地があるので、県には十分に配慮して欲しい。(県民)	本県には、①在日米軍や自衛隊の施設、②都市化、人口の過密化が進行した大都市、③京浜臨海部における石油コンビナート施設等の存在等の地域特性があるが、県は、国民保護措置の実施に当たっては、これらの地域特性に特に配慮する。(5ページ)	平素から関係機関と連携し、在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域における国民保護措置の円滑な実施に配慮します。
計画作成に当たっては、県民に参加させ、議論をつくすべきである。(県民)	—	県は、国民保護協議会での審議、県民への意見公募、関係機関への意見照会等を踏まえ、県国民保護計画を作成しています。